

入所基準の緩和。

子育て支援を子ども中心のものに。現在は親中心になっている傾向がかなり強いと思うので、子育て期間中の就業のあり方について考えてほしい。

0140

最低基準が全国統一されているのは無理がある。地域をもっと大事に考えていくべき。

0146

どのような地域であっても一定の保育水準が守られることは必要だと思う。地域の実情に合わせた基準作りについては疑問が残る。

0151

都市部の待機児童解消の為の最低基準の規制緩和は望ましくないとします。

0157

新型インフルエンザの対応がバラバラで困ります。

167

法で領域的基準が可能なら全て法的設定はあって良い。

168

最低基準が定められて長い期間を経ました。家庭環境・社会背景の影響を受け、子どもたちの育ちには配慮が必要なケースが増えています。したがって基準を再検討し、さらに豊かな内容にしていくことが求められていると感じます。1人1人の育つ権利が日本中どこでも同等に保証されるべきで、格差をこれ以上作ってはいけません。最低基準は必要です。

0170

保育士の配置人数、基準の見直しをしてほしい。基準が決められ、待機児童がいる為手いっぱいで見えるようになり、子どもたちに負担がいく。もう少し手厚く見てあげたい。

0174

保育士の配置数について、1才児6名に対して1名の基準、3才児20名に対して名の基準は改善すべきと思います。

0177

途中入園の子供さんは、何故同じ学年の年齢の単価でないのか？(誕生日が来ていたら上のクラス)誕生日が過ぎての途中入園の場合、3オクラスが非常に保育しにくい(乳児組の年齢であるのに3才児扱い)。同じ学年での保育ができるようにしてほしい。

0180

2才未満児の乳児室の考え方が現状ではあいまいであると思う。2才未満児全員に1.65+3.3=4.95が必要なのか、0才でほふくしない子又は1才児で乳児室の面積を省くことができるのか、よく分からないように思います。

0181

保育士の配置基準をぜひ見直していただきたい。

0183

保育所運営のあり方を経営面のみではなく各「地域の子」を大切にする姿勢を！お願いしたいです。

0185

標準ではなく最低だから、これ以上、下はないという事でより人的物的に充実を望むが、少子化や財源確保等で難しい面が多い。

0189

危機管理対応・(防犯、衛生)設備・消耗品他費用がかかる。調理員の増員が不可欠(除去食、離乳食等、多忙)放課後児童対策が殆どない。学校とか休みとは、夏休み中朝から終日保育園に来る回数が多く、保育園に負担が重くかかる(スペース、雑音)。

0200

最低基準は国が定めるべきと考えます。

0211

「気になる子」が増えてきたと思われるので、4歳になった時、WISK-Ⅲ党の検査を受ける制度があればいいと思います。

0212

保育所運営をする上で最低基準は必要と思う。(保育室の面積や保育士の配置人数など、基準以上に満たされている状況であるから言えるのかもしれませんが。)

0215

おもに園で規定すべき項目ですが、地方に併せた規定項目も必要と考えられます。例えば「保育室の面積、保育士の数など」です。

0217

あくまでも最低基準なので、上を目指すことがあっても、これを緩和する事になると、子どもたちの健全な育成が守れなくなるので堅持してほしい。

0223

最低基準が最高基準と言われ久しいですが、それぞれの施設の歯止めとして必要だと思います。これからの時代、需要に応じた基準の見直しが改悪とならないようにしてもらいたい。

0225

子どもたちの命と安全を保障するためにも、現行の最低基準を下らないよう規定を統一願いたい。

0234

国が基準を定める時代は終わりです。地方の実情に合った決め方がベストだと思う。

0239

最低基準はあくまで「最低」なのであってこれを自由化の名のもとになしくずしにしてはいけないと思います。将来の日本を支えるのは今の子供です。ナショナルミニマムは必要と考えます。

0243

最低基準はあくまでも最低と考え、当然子どもを守るために必要。

0244

最低基準は、都市部では難しいかもしれませんが、守るべきところはしなければならないと思う。

0245

今の子供の状況を把握したうえで見直しが必要である。特に支援の必要な子、家庭への支援が必要なが増えている。保育士の研修にも行きにくい状況である。フリーの保育士、休憩要員などもいれてもらいたい。

0250

入所する子供たちが不利益を被らないように！

0251

マスコミ等では、保育室面積のことがよく言われていますが、しっかりした基準は安全上必要だと思うので、今以上の広さを確保して欲しい。又保育士の人数を引き上げて欲しい。

0255

厳守すべきである。

0257

現在発達障がい(自閉症、ADHD、etc)の児童が増えているなか、今の最低基準はくずせません。発達障がい児童に対する、加配措置に対する援助をお願いしたい。

0267

「子どもにとって最善の利益となるように」、保育士の配置人数を見直してほしい。親と子の接触時間について明記してもいいような気がします。(企業への協力も必要かと思いますがこの基準の中では不可能ですか…)

0271

配置人数は見直してほしい。

0272

今の最低基準でも子供の環境としては十分とは言えないので、これ以下にならないように現場より訴えていくことが必要であると考えます。

0280

ナショナルミニマムとしての全国一律の最低基準はこれ以上緩和すべきではない。

0281

最低基準は乳幼児を預かる上で必要であり、日々その上に立ってより良い保育をと努力している毎日です。様々な家庭がある中で入所してくる子供達と精一杯関わっていきたくと考えています。

0285

最近の子どもたちは情緒的な障害や軽度発達障害を持っている子どもが増えていると思います。だから最低基準の引き上げをしてもらいたいです。

0297

子どもの最善の利益を保障すること、健全な心身の発達を図る目的で保育所の設備、運営に関する最低基準を設けることは大切と思うが、子どもたちの安全面を保障することから保育士の人数に関する規定については、見直しが必要と思われる。

0298

必ず守る必要がある。定員の+入所基準は最低基準を守る。定員60+12名=72名分の広さを持っている園ができること。

0303

最低基準はあくまで最低であるから各園でより福祉の向上に貢献できるように配慮すること。

0304

保育士定数の改定 0歳児3:1→2:1・1、2歳児6:1→4:1・3歳児→20:1→15:1・4、5歳児→30:1→20:1

思いつきのまま記入したので参考にはならないと思います。申し訳ありません。

0306

効率と違い児童の増減により、増の場合の保育士の確保、減の場合余剰調整が経営に大きく左右されるため、安定経営ができるような措置及配分を図ってほしい

0310

最低の基準は必要である。入所児童の権利を守るためにも基準がないと劣悪な環境でも保育事業が行えるというようになりそうである。

0313

科学的な根拠の追求は困難であるが、「脳科学」の観点で表明すべき。
国際的比較をもとに OECD 加盟国の平均レベルの明示と現状との比較で論議すべき。

0315

保育、子育て支援は、国、自治体の責任で行う公的保育制度で充実させてください。保育を受ける子供、そしてそこで働く者にとっても利用しやすくそして働きがいのある職場となるよう最低基準は公的制度でお願いします。また現行の国基準は子供の発達を保障する「最下限」のものでこれを下回る環境にならないことをお願いします。

0317

あくまでも「最低」基準だが、下回ることがないように。法的強制力を持ち、下回ることがある場合は厳罪化する施策が必要と考える。

0318

保育所保育指針を考慮するなら、最低基準の引き上げが必要と思っています。今の最低基準をなくすこともマスコミでは出されていますが、子どもの事故がもっと多くなることと思います。全国どこでも同じ保育を受けれるようにするためには国の最低基準が必要。大人社会を中心とした保育政策ではなく子ども中心とした保育政策を望みます。大人の言い分だけで子どもの言葉をだれが聞いているのでしょうか。

0319

福祉といえども給料アップを願います。

0323

最低基準の見直しは長い期間なされていないので早急にやっていただきたい。特に保育士の配置基準は見直しが必要である。

0326

建物の構造が最低基準を満たしてはいるようですが、利用・使用困難である。

0329

子どもの健やかな育ちを守るために必要ですので全国一律の基準は今後も維持する必要がある。

0331

恵まれた環境で保育していますが、保育士の数の最低基準の見直しが必要だと思います。

0333

日本の最低基準は、他の先進国に比して低いので、引き上げるべきである。

0334

今の基準も十分ではないと思うので、今の最低基準は守ってほしいと思います。

0336

とにかく最低基準にのっとりそれを守るがあまり、本来現状に合わせたり、町村の考えによって変化してもよい人員(保育士の数)が基準通りとしようとする表の考え方がどうしても生じる。この部分においては町村の基準によるものとするようにするべきと思う。

0339

最低のはずなのに最高になっている。人間を育てるのは人の手立て、より良い環境が大事。それを国はさらに緩和しようとしているのには許せない。外国なみに受け持ち人数の削減、保育室を広く、食と寝の分離など課題は沢山ある。

0341

福祉施設を運営するものの善意を信じたいが、無認可、会社経営のあまりにもひどい実情を聞くと、法のしびりは必要と思う。地方分権が進むことに不安要素もあるが、待機児童の有無、少子化、人口密度など現実に沿った基準とするのには、都道府県単位程度が良いと思う。

0342

最低基準の引き上げを希望します。緩和については反対です。

0344

最低基準が待機児童増により簡単に変えられていたり、認可を認証と名目付けして最低基準が役割を来していない。定員の問題も同じである。

0347

すべての子ども達が格差なく平等に保育が受けられるように最低基準は必要だと思います。また37番の保育士の数についてはもっと丁寧な保育が行われるように基準を変えた方がいいと思います。将来を担う子供たちをみんなで大切に育てていける環境(人、物)を整えることの大切さを感じます。

0350

最低基準の見直しが必要。

(37番)1才児は4人に一人の保育士、3才児は15人に一人の保育士、4、5才児は20人に一人の保育士。

0356

職員配置基準の見直し、保育士給与水準の見直しが必要と考えます。

0360

育児力・家庭力が弱くなっている子どもが多くなりました。社会で健やかな子供を育てる。子どもの最善の利益を考えた時、現行は厳しいです。

0361

子どもたちの経験の中が広がるように柔軟な保育ができること、それも保育所の役割のひとつという事を保護者に通知できる可能性があるといい。

最低基準の関係ないことかもしれませんが、保育所の民営化に反対する保護者がたくさんいます。民営の意味を知ってもらいたい(保護者にも報道にも)。その上で営利のための保育ではない、保育所作り、それができる最低基準であってほしいと思います。

0362

国の基準は地方にそぐわないこともあり、保育運営にも影響する場合がある。

ニーズの多様化にともない保育士の仕事も幅広く、仕事内容もきつくなってきている。事務的な部分等簡素化できるような幅のある基準になればと思う。

保育士数は、昔から変わっていない子供の質も環境も変わってきており改正してほしい。

0369

保育士の配置人数…2歳児の年度当初はトイレトレーニングや衣服の着脱など身の回りのことは一人でできるようそばで援助や介護をしますが、中期以降は手がかからなくなり、子ども6人に1人の保育士から9～10人に1人の保育士で間に合うのではないかと思います。3歳になると20人に対して1人という点からみても差が大きいのではと考えます。また、3歳児も15～16人に一人で良いのではないのでしょうか。

0377

最低基準は必要だと思うが少し巾を持ちたいと思う。例えば2歳以上は1.98㎡だが1.89～1.98㎡というように。

0380

病後児の保育を必要と感じているが、何年もインターネットを通じて看護師を募集していますが応募がない。理由は、保育士なみの給料では来てくれないようである。県によっては看護師採用に補助金があるので国で統一して出してほしい。

0385

最低基準は最低に基準を設けているのであって、子どもにとっての最高の条件ではない。待機児解消を理由に最低基準を緩和することのない様望む。

0389

子どもの発達が保障される施設・環境の基準は絶対的なものとして守るべきと思う。

0397

見直しする部分があってもよいと思う。

0405

都市と地方の基準が同じでなくても良いと思います。

0406

制定された当時であっても子どもの育ちのためには最低限必要とされた基準であることを考えると、現状に基準緩和を議論するのは、子どもの育ちを全く無視したものと言わざるをえない。待機児童解消は大きな問題ではあるが、あまりにも現場がわからない人の考えとしか思えません。0才児1人に1.65㎡(畳1枚程度)ということは、3畳のスペースに0歳児が3名と、保育士が1人いるのですよ！

0414

保育士配置員数を見直す必要があるのではないのでしょうか。

0415

保育士の人数に関しては、子どもの人数だけではなく内容(支援を要する気になる子等)も配慮してほしいところ。

0419

この基準を遵守することにより、全国一律の保育が受けられ、都道府県の財政に左右されない点でもっともな法律であり、現行法を改正すべきでない。但し、待機児童がいる都市部では解消のため時限立法が必要でないか。

0421

保育室等の面積については、都心と地方とでは環境が異なるので見直しをしても良いと思います。

待機児童を少なくすることの方が望ましい。

0436

早朝・延長等の不規則就業に対しての就業手当を含め、人件費の最低基準を早急に引き上げること。

0438

待機児童を減らすというために、対象となる乳児が窮屈な思いをしないことを望みます。

0446

子どもの権利を守るために、もっと高めるべきである。

0457

最低基準がなければこれから新しい施設が誕生した時、統制がとれないのではないか。

0458

最低基準の見直しが必要と思います。現在クラスの中でも障害を持ったお子さんや、ボーダーラインの子が多い。昔の最低基準ではクラス運営が大変です。現代に合った基準に見直して欲しいです。

0459

過疎地の小規模園が存続できるよう十分検討していただきたい。

0462

ナショナルミニマムとしての現行基準は堅持すること。

0469

地域性を考慮することには反対です。空間、ゆとりを持つことが発達の保障に与える影響は大だと思います。

0470

あくまでも最低なのでより向上できるよう国として努力してほしい。都市などでは設置基準が難しいといわれているが「ある」からこそ守るよう努力されているので基準は必要であると思います。

0475

国が保育について保障するのであれば基準が保障そのものとなる。

0478

地方分権とか地域主権などと言って、各市町村に保育施設の最低基準決定権をまかせるのは反対である。市場経済至上主義者たちは、市町村に任せればその地域に即した基準が決定され、利用者の利便性が向上するかのごとくの論を張っているが、彼らは東京を中心とする首都圏の裕福な自治体しか知らず、ずっと昔から、国基準を大幅にうわまわる人的補助を与えることが可能な自治体と自主財源を持たず、単独補助などとても望めない地方の小都市との信じられないような格差を認識すべきである。

財政欠乏の地方小都市では、国基準が「下支え」しているのが現実であって、もし、各市町村の自由なるならば、施設の面積等はいうに及ばず、保育士の人的配置にまで基準を下げざるを得なくなるのは避けられまい。

同じ日本国民が、〇川、〇〇川を境にして、同じ保育サービスを受けられないのは、憲法違反といっても過言でない。

すでに、東京と地方小都市は、2倍の人的格差が続いているわけで、さらに悪化するような国基準の廃止は絶対にやめるべきだ。

0479

子どもの受持ち人数がずっとそのままの基準であり、保育内容、子どもたちがだんだん変わってきている。是非とも、保育士の受持ち人数の基準をご検討頂きたい。

0487

どこの自治体もお金(資金)のない時代です。最低基準がなくなってしまうたり低くすることは子どもにとって良い状態ではありません。今よりももっと最低基準の内容を高くし、子どもたちがのびのびと生活できる環境を整えるべきだと思います。※現在は家庭環境や複雑な社会環境の中で子どもたちも手をかけなくてはいけない状況の子が増えています。大切な乳幼児期、特に1才児の6対1はひどすぎます。せめて4人に対して1人の保育士にしていきたいと思います。

0493

入所時健康診断は保護者へのヒアリングでよい。
全職員の健康について注意を払うべきであり、特に調理員を綿密にということはない。

0494

現在でも多様化の保護者の考えの中で、最低基準を変えてほしくないです。日本の国を背負っていく子どもの健全な育ちがありますよう、国が責任を持って頂けるようによろしくお願いします。

0501

最低基準の引き上げ(特に保育士の定数)を切望します。その他の基準についてなくす向きもありますが、なくしたら必ず下がってしまいます。特に地方では。よってなくすことのないように願っています。

0503

保育士配置最低基準は、対象児童数を減にする必要を感じています。

0506

地域によって人口密度が異なるので市町村で定める方が待機児童も減少するのではないかと?

0511

最低基準はあっても、項目によっては都道府県や市町村が基準を規定するのもあっても良いと思う。

0512

保育士の数については最低基準を下げるようにお願いします。

0516

保育所保育士の職員配置について現場の意見を聞き、ゆとりある配置をしていただきたいと思います。園児数が少ないという事で何かとしわよせが多いので…。

0523

最低基準に添って多少の融通あればよい。集団で子どもを守るには現行をくずしてはならないと思う。

0525

最低基準があるので目安になり子供たちの環境も差が少なく良い。

0528

国が定めないと地域間の格差が出る。

0529

最低基準が最高基準として認識されているケースが多い。

0531

配置人数について(保育士)長時間保育、時差出勤をしていると基準の人数ではとうてい足りない。すべての保育時間に職員が(保育士)足りているためにはかなりの人数を雇用しなければならず現在の運営費ではとても足りない。重労働、低賃金で良い保育ができるでしょうか。厚労省は私達に対して要求ばかりで補助金等でまずは働きやすい職場づくりをお願いしたい。

0535

子どもが安全で安心して生活するためには国が最低基準を設けた方がよい。

0536

ずいぶん前に作られたものであり、子を大切にするには、あまりにも多すぎる。内題を持っている子が年々増え、まるで障害を持っている子のみのクラスかなと思う時もある様で、手をかけてあげたくても現状ではむずかしい。

0541

1人1人の子供たちが健康で成長するためにも最低基準を見直してほしい(保育室面積を広げ、保育士の人数を増やす等)。

0558

最低基準がないと、待機児童の解消という事で狭い保育室に長時間子どもが押し込められることになってしまいます。子どもの側に立った最低基準をお願いします。安全面や発達面でも「最低基準」の存在が子どもたちを守ってくれると思います。

0561

現行厳守！

0568

子どもの健やかな育成は未来への投資なので、国が責任を持って取り組むべき。

0570

最低基準はあくまで最低の基準であり、それで良しとせずできるだけ基準の引き上げをしてほしい。

0577

最低基準があることにより、保育がやりやすい部分も多々あると考えます。それ以上の良い保育をと、取り組めます。

0582

子どもたちが長時間過ごす保育室の広さは環境としてとても大切である。待機児童解消のために、現在の面積基準を下げることはないよう、切にお願いしたい。

保育士の人数に関する規定は、年々発達障害の児童が増えているように感じているので、最低基準の見直しを行ってほしい。現場の保育士が子どもたちを肯定的に見、笑顔で保育(安全・安心の保育)ができるように、保育士1人当たりの児童数を減らしてほしいと思う。

0584

最低基準に定めのないことでも必要に迫られ対応し取り入れて運営している現状があります。最低基準はまさに最低の基準です。人員配置、面積は、環境が人格形成に大きく影響することから改善を必要としています。

0597

待機児解消に向けての対策を講じるにあたり、できるだけ多くの児童が入所できる施設を考えがちだが、児童の「安定した生活を過ごせる」場の設定を大切に考えて進めるべきだと思います。

0599

気になる子らが年々増加、保護者の要求の増大という現状の中で、0歳児3:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1、4・5歳児30:1という保育士数では一人ひとりを大切に受け止め保護者の要求に十分応える保育を行うためには十分でない。何十年も変わっていないことに疑問を感じる。是非指導の見直しをし、保育がゆとりを持って保育できるようにして頂きたい。

0601

保育に携わる者として、常識で考えてわかることは最低基準で定めることもないと思うが保育士の人数、保育所の広さ、その他運営上必要と思われることは国できちんと定めてほしいと思います。

0614

現在の保育士配置では、十分に養護と教育が展開できず、保育士にとっても重労働。(配置は0才2:1、1才4:1、2才6:1、3才15:1、4才以上20:1 及び主任フリー)

保育園の機能を十分発揮するためにも、補助金をカットしないで頂きたい。

公私の格差をなくす。

未来の社会をになう子、またその援助をする保育士にも特殊勤務手当の支給。

0615

最低基準は子どもの生きるための最低の保障なので、これ以上ゆるめるべきではない。

もちろん国が基準を定め、守られない場合は罰すべきである。

0616

保育所の施設最低基準が少なすぎる。余裕のある中でゆったりと落ち着いて保育できると良い。乳幼児は国の宝です。国は義務教育以上に補助金を増額してほしい。

0617

61年もの長きに渡って、見直されてこなかったことを非常に疑問に思います。規定が緩和されることで子どもたちの環境がより良くなればよいですが、職員の配置など、手厚くしてほしい面も多々あります。最低基準が地域によって差があるのはとても変です。最低基準は国が責任を持つべきと考えます。

0622

感染症が多くなっており、隔離できる医務室、職員の独立した休憩室が欲しい。

0627

子どもの利益を優先させるべきであり、安易な改定は良くないと考えます。

0633

図の設問に対して、すべての項目を国が規定するより、内容によっては市町村が規定するのもあってよいと思います。

0634

幼保一元化を目指しながら、上辺が二つに分かれていては一元化にならないと思う。

0652

最低基準が長い間見直しもされず、最低のまま行われている。今、基準の緩和が出されているが、それは逆で最低基準の引き上げを行い、子どもたちをより良い環境でていねいに育てることが日

本の将来には大切。

0653

気になる子、支援の必要に対する保育士の数はその状況に応じて保育所長、市の担当課が決めること。

小規模保育所の保育士の数。

0663

現行の最低基準を下回らないよう、乳幼児期の保育環境の質が低下しないことが、子育て支援の基準として行政として保障して欲しい。

0665 判読不能

0667

現在の最低基準は人的・物的とも現状に即していないと感じます。特に人的基準はここ20年くらいの間で子ども親も大きな変化があり、早急な見直しが必要だと思います。

0668

子育て支援と言いながらも最低基準が低すぎる。県はそれ以上のことはしないので区の基準を上げてほしい。

0679

最低基準を基本として尊重しなければいけないと思う。

0682

先にも記入しましたが地域の差はあると思うが全ての子どもの育ちに格差はあってはならない。基準はあるべきだと思います。(都市型をみあわせながら)

0684

最低基準については国が基準を決めるべきだと思う。

保育士の配置基準については、現在の子どもの現状に合うように保育士1人に対する子どもの人数をもっと少なくする必要があると思う。

0688

子どもの幸福を追求するためには、最低基準はどうしても必要だと思う。一時的な待機児童解消のために基準を緩めることは、子どもにとっては不利益になる。また、近年ではいろいろな家庭の事情を抱えた子どもも多くいるので、その対応を考えると保育士の配置人数は現行よりも多くしてほしい。

0692

最低基準の緩和は保育の質の低下につながるので賛成できない。保育環境(面積)を確保することは、子どもの育ちを保障する上で重要。

0693

最低基準はとても大事で国がきちんと規定し、指導すべきだと思います。

0695

施設面での最低基準は都道府県の状況により異なるので、ある程度ゆるくなっても仕方がない。待機者が多い場合等は。しかし、子どもの育つ環境は確保しなくてはならない広さが必要なことも事実である。伸び伸びと遊び、いろいろな経験を重ねることが大事な時に思う様に走り回れないことは、いかがなものであろうか。

0705

最低基準が最高基準になり、またそのもの自身もなくそうとする方向にあるのに危惧している。

0714

現実、最低基準等なかなか大変な部分（配置等）があるが、やはり命を預かる者としては、大切なことだと思います。

0722

最低基準に縛られている感があります。その時々の入所児童により保育室の面積に融通かきくと良いと思います。

0731

現行の子ども1人あたりの面積でも、子どもにとって十分ではないと考えるが、待機児童解消の為に基準を緩和するという国の方針・流れに子どもにとってどうなのか？国の将来を考えると疑問に思う。

0741

保育時間は一日につき8時間を原則と児童福祉法に記されているが、では運営費はこの8時間分と私は考えています。この考えで行くと、8時間～11時間の保育時間の運営費は出ていませんので園のサービス残業と考えています。当園は朝7:30～夕方6:30迄の保育を実施しています。保育士には早朝当番の分と5:00～6:30迄の園長当番分は時間外手当を支給しています。市は保護者から徴収しないでと言っているため集金していません。

0742

1歳児6人の子どもに保育士1名以上というのは6人に1名ととらえられ保育士は大変な思いをしていることが多い。私の保育所では10名に2名+パート2名の計4名で対応しているが共働きの家庭も増えAM7:30～PM5:30まで一瞬たりとも目が離せず保育士はクタクタの毎日である。

1歳児6名につき保育士1名以上を1歳児3名につき保育士1名以上にしてほしい。

10名に4名で対応して恵まれてはいると思うがそれでも大変。ぜひ3名に基準をしてほしい。

0747

財政出動を理由としてか、保育所への入所を意図的に(?)制限しようとする自治体も存在する。開かれた保育所の設定のためには、このような自治体を問題とすることも必要ではないか。

5、 未記入（都市類型未記入）

0003

大人は常に最高を求めているのに、子どもは最低でよいのでしょうか？

0057

罰則や最低基準もある程度必要と思うが、その園の理念や特徴、子どもや父母に対して良い影響が認められるものを進んで広報しアピールする姿勢も必要ではないかと思う。一律、あてがいぶちではなく工夫と努力の余地を！！

0059

当園では実際の基準ぎりぎりの面積で保育を行っているが、面積用件の緩和はかなりの無理が生じると感じています。

0090

ある程度の最低基準は必要である。

0191

日本に住む子どもの保育について地域格差のないようにするべき。現行の最低基準のもとでも実際は格差が出ていると思う。また、自治体に独自の補助金の差で、同じ日本に生まれながら、その保育には大きな格差があるという現状は本当に子供たちの保育の保証という意味で良いものか疑問が残る。

0301

第三者評価システムにおいても、保護者(利用者)をもっと一緒に協力できるような文言にしてほしい。36番. 看護師、栄養士の役割は大きい→是非配置してほしい。嘱託医(園医)の存在が昔から変わらない→もっと厚生省等から働きかけをしてほしい。園医に文句を言うのではありません。園医の重要性をアピールしてほしい(指針が変わったからこそです)。なんでも言えば良い風潮、苦情にすればよいという社会全般、保護者が安心して働け、預けられる為に保護者が幸観をもてるように！保護者の気持ちをどうするか考えなくてはと思っています。

0618

子どもたちは思う存分自由に遊べない、安心して過ごせない等の劣悪な環境を訴えることができません。待機児童解消の策として最低基準をさらに引き下げる、廃止することだけはあってはならないと思います。また、規定については、自治体の財政状況によって保育(環境)に大きな格差が生じることは目に見えており、あくまで国が行う事を考えます。

0733

保育所への財政の援助を最大限すること。子育て支援といって、ばら撒くお金があるなら、教育への投資を先進国並みにすること。(GDP比としても)

第4章 児童福祉施設最低基準に関する調査

1. 目的

保育所で管理職として働く園長あるいは主任が、児童福祉施設最低基準（以下、最低基準）をどのように思っているのかについて調べることで、今後の最低基準のあり方について検討することを目的とした。

2. 方法

(1) 調査対象

平成17年度版社会福祉施設等名簿（CD-ROM版）を用い、全国10分の1の保育所を調査対象として選んだ。選定に当たっては上から10番目ごとの保育所を選ぶことで作成的にならないようにした。選ばれた保育所の数は2233カ所であった。

(2) 材料

「児童福祉施設最低基準に対する調査」としてA4サイズで4ページ（A3サイズの2つ折り裏表）からなる調査票を作成した。主な内容は①園と回答者についてたずねる設問、②最低基準を国が規定するとよいと思うかをたずねる設問、③保育室等の面積に関する規定についてたずねる設問、④保育士の人数に関する規定についてたずねる設問、⑤避難訓練等の実施回数に関する規定についてたずねる設問、⑥保育所の設備や運営に関する全般的なことについてたずねる設問、⑦あらたに規定することが必要と思う事項をたずねる設問（自由記述）、⑧最低基準についての回答者の考えをたずねる設問（自由記述）であった。

(3) 手続き

調査票は平成21年11月27日に発送した。調査票と共に、依頼文書および返信用封筒を調査対象保育所に送付した。依頼文書は2種類用意した。

1つは「アンケート調査のお願い」とした主任研究者の依頼文、もう一つは厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課名で「厚生科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））に関する協力依頼」であった。

調査対象保育所では、園長又は主任がアンケートに回答した。その後、調査票を返信用封筒に入れて、分担研究者の一人のところに返送した。回収締め切りは12月15日とした。

3. 結果と考察

調査対象の2233カ所の保育所に調査票を送付したところ、住所不明等で未着が40カ所あった。そのため実調査保育所数は2194カ所となった。このうち748の保育所から調査票が返送された。回収率は34.1%であった。

回答者の保育所は、公立保育所が46.3%、私立保育所が53.3%、無回答が0.4%であった。保育所が属する地域を見ると、都区が3.2%、政令指定都市が13.5%、中核市が11.0%、その他が69.3%、無回答が2.8%であった。回答者の保育所での立場は、園長が85.0%、主任が13.5%、無回答が1.5%であった。以下、本報告書では、調査票の②④⑤⑥に焦点をあてて報告する。

(1) 全体の分析

「児童福祉施設最低基準は、現在、厚生労働省の省令として国が規定していますが、あなたは、こうした基準を国が規定すべきだと思いますか。」として、5つの選択肢の中から選んでもらった。その結果が、図表4-1-1である。現行通り、国が基準を規定すべきという意見が4分の3を占めていた。次は「都道府県で基準を規定すべき」という意見もあったが、12.2%と10%程度に過ぎなかった。

図表4-1-1 最低基準を規定する団体のレベルに対する選択（%）

	割合（%）
ア. 国が基準を規定すべきである	76.4
イ. 都道府県が（都道府県毎に）基準を規定すべきである	12.2
ウ. 市町村が（市町村毎に）基準を規定すべきである	9.0
エ. 基準を規定する必要はない	0.4
オ. わからない	1.9

「保育士の人数に関する規定についてお尋ねします。「児童福祉施設最低基準」には、保育士の配置人数は、子どもの年齢毎に、子どもの人数に対する比として定められています。①あなたの園の現状では、子どもと保育士の比は幾らですか。②あなたは、保育士の数は、「子ども何人につき1人以上」最低必要だと思いますか？次表の（ ）内に、保育士1人あたりの子どもの人数をお書きください。」として、図表4-1-2の表を提示した。

回答された数値の平均、最小値、最大値、標準偏差を示したものが図表4-1-3である。先ず平均値に注目した。2歳児までは園の現状が考える最低基準を上回っていたが、3歳以上では逆に下回っていた。園の現状と考える最低基準の差について検定したところ、0歳児から2歳児までと4・

5歳児では有意差 ($p<.001$) があり、3歳児では有意差がなかった ($p>.10$)。このことは、2歳児までは理想とする子どもの数よりも現実の子どもの数の方が多く、4歳以上児は、理想とする子どもの数よりも現実の子どもの数が少ないことを示唆している。

現行の最低基準と回答者の園の現状を比べてみたところ、平均値は最低基準よりも低い値であった。このことは最低基準が遵守されていることを示している。また現行の最低基準と回答者が考える最低基準を比べてみても、平均値は最低基準よりも低い値であった。このことは最低基準をさらに厳しい基準にしても多くの保育所は対応可能であることを示唆するものである。

図表4-1-2 保育士の人数に対するたずね方

	現行の最低基準	①あなたの園の現状	②あなたが考える最低基準
0歳児	3人につき1人以上	()人につき1人	()人につき1人以上
1歳児	6人につき1人以上	()人につき1人	()人につき1人以上
2歳児	6人につき1人以上	()人につき1人	()人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上	()人につき1人	()人につき1人以上
4歳児	30人につき1人以上	()人につき1人	()人につき1人以上
5歳児	30人につき1人以上	()人につき1人	()人につき1人以上

※例えば、14人の子どもを3人の保育士で保育している場合、(14/3)人というように、分数表現でお書き願っても結構です。

図表4-1-3 保育士の人数の現状と考える最低基準

	現行の最低基準		N	平均	標準偏差
0歳児	3人につき1人以上	園の現状	615	2.8	0.6
		考える最低基準	638	2.4	0.5
1歳児	6人につき1人以上	園の現状	692	4.8	1.2
		考える最低基準	688	4.2	1.0
2歳児	6人につき1人以上	園の現状	705	5.6	1.1
		考える最低基準	689	5.4	0.9
3歳児	20人につき1人以上	園の現状	688	14.5	5.1
		考える最低基準	677	14.7	3.5
4歳児	30人につき1人以上	園の現状	664	19.3	8.1
		考える最低基準	668	21.0	9.4
5歳児	30人につき1人以上	園の現状	654	20.2	8.2
		考える最低基準	652	22.4	5.4

「実施する回数に関する規定についてお尋ねします。「児童福祉施設最低基準」では、避難訓練や健康診断など、実施する回数が定められているものがあります。①あなたの園の現状では、次の項目をどのくらいの頻度で実施していますか。②あなたは、次の項目は、「何回以上」最低必要だと思いますか？次表の（ ）内に、子ども的人数をお書きください。」として、図表 4-1-4 の表を提示した。

回答された数値の平均、最小値、最大値、標準偏差を示したものが図表 4-1-3 である。先ず平均値に注目した。園の現状と考える査定基準の平均値はほぼ同じであった（小数点以下2位を四捨五入しているが、この位では違いがあった）。

図表 4-1-4 実施回数のたずね方

	現行の最低基準	①あなたの園の現状	②あなたが考える最低基準
避難に対する訓練	毎月1回以上	毎月（ ）回	毎月（ ）回以上
消火に対する訓練	毎月1回以上	毎月（ ）回	毎月（ ）回以上
定期健康診断	年2回以上	年（ ）回	年（ ）回以上

※例えば、2ヶ月に1回で十分という場合は、毎月(1/2)回というように、分数表現でお書き打しても結構です。

図表 4-1-5 実施回数の現状と考える最低基準

	現行の最低基準		N	平均	標準偏差
避難に対する訓練	毎月1回以上	園の現状	744	1.1	1.0
		考える最低基準	707	1.1	1.0
消火に対する訓練	毎月1回以上	園の現状	725	1.0	0.9
		考える最低基準	690	1.0	1.0
定期健康診断	年2回以上	園の現状	738	2.2	1.6
		考える最低基準	700	2.2	1.6

「保育所の設備や運営に関する全般的なことについてお尋ねします。次の各項目は、児童福祉施設最低基準に定められている項目ですが、これらの各項目を最低基準として定める必要があると思いますか？最低基準として定める必要があると思う場合は〔1〕、法令で定める必要はないと思う場合は〔2〕に、よくわからない場合は〔3〕に〇

をつけてください。」として 40 項目を設定した。すべての項目は児童福祉施設最低基準で保育所に関わる内容の部分から抜粋して作成した。各項目に対して3つの選択肢のそれぞれが選択された割合を示したものが図 5-1-6 である。すべての項目で「必要」が85%以上であり、現行の最低基準に対する必要性が示された。

図 5-1-6 最低基準の各内容の必要性に対する認知 (%)

	項目	必要	必要ない	わからない
1	保育所としての目的を達成するための必要な設備を設けること	98.0	1.1	0.9
2	構造設備は、採光、換気等、入所児童の保健衛生に十分な考慮を払うとともに、入所児童に対する危害防止に十分な考慮を払うこと	98.8	0.8	0.4
3	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意と訓練をしよう努めること	98.9	0.9	0.1
4	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行うこと	90.9	6.6	2.4
5	保育士等は、健全な心身を有し、児童福祉業務に熱意があり、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けていること	94.5	3.9	1.6
6	保育士等は保育所の目的を達成するために必要な知識及び技術の習得・維持・向上に努めること	95.4	3.4	1.2
7	職員に対して、資質向上のための研修の機会を確保すること	93.4	5.4	1.2
8	入所児童に対して差別的扱いをしないこと	93.0	5.4	1.6
9	入所児童に対して虐待行為をしないこと	94.5	4.3	1.2
10	入所児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと	93.4	4.7	1.9
11	入所児童の懲戒に関し必要な措置をとるときは、その権限を濫用しないこと	88.4	5.3	6.4
12	入所児童の使う設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること	97.3	2.3	0.4
13	感染症が発生または蔓延しないように、必要な措置を講じよう努めること	94.7	3.5	1.8
14	必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行うこと	85.8	9.3	4.9
15	食事の提供にあたっては、保育所内で調理する方法で行うこと	87.6	8.3	4.2
16	食事の献立は、変化に富んだものにし、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含めること	93.4	5.1	1.5
17	食品の種類や調理方法は、栄養や、入所児童の身体的状況と嗜好を考慮すること	86.2	10.1	3.8
18	調理はあらかじめ作成された献立にしたがって調理すること	86.1	9.4	4.4
19	入所児童の入所時の健康診断、年2回以上の定期健康診断を行うこと	93.4	3.9	2.7
20	調理員の健康診断に、綿密な注意を払うこと	92.4	4.2	3.4
21	入所児童の援助に関する規程、その他施設の管理についての重要事項に関する規程を設けること	86.5	5.9	7.6
22	職員、財産、収支、入所児童の処遇の状況を示す帳簿を整備すること	85.5	7.1	7.5
23	児童やその家族の秘密を漏らさないこと	96.4	2.8	0.8
24	退職した職員が児童やその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じること	87.9	6.8	5.3
25	苦情を受け付けるための窓口を設置すること	86.1	7.8	6.1

図 5-1-6 (続き) 最低基準の各内容の必要性に対する認知 (%)

	項目	必要	必要ない	わからない
26	乳児又は2歳未満の幼児を入所させている場合、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること	93.5	3.8	2.7
27	乳児室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき1.65㎡以上とすること	90.8	2.5	6.7
28	ほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上とすること	88.6	3.6	7.9
29	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること	92.2	6.6	1.2
30	2歳以上の幼児を入所させている場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること	94.2	3.4	2.4
31	保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上とすること	91.2	1.7	7.2
32	屋外遊戯場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上とすること	88.0	3.4	8.6
33	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること	91.7	6.3	2.0
34	保育室等を2階に設けている場合、建物は耐火建築物とし、階段、傾斜路、待避のためのバルコニー等を設置し、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けること	95.2	1.0	3.8
35	保育室等を3階以上に設けている場合、階段、傾斜路等を避難上有効な位置に設け、保育室等からの歩行距離を30m以下となるようにすること。調理室と調理室以外の部分を耐火構造の壁等で区画すること。壁等の仕上げを不燃材料でし、可燃性のカーテン、敷物、建具等には防災処理を施すこと。非常警報設備等を設けること	87.6	1.7	10.7
36	職員として、保育士、嘱託医、調理員(調理業務の全部を委託する場合を除く)を置くこと	96.3	2.4	1.2
37	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満児おおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満児おおむね20人につき1人以上、4歳以上児おおむね30人につき1人以上とすること	90.0	2.9	7.1
38	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して保育所長が定めること	85.5	5.6	9.0
39	保育は、養護及び教育を一体的に行うこと。保育の内容は、厚生労働大臣の定めによること	85.7	6.8	7.5
40	入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について理解及び協力を得るよう努めること	90.6	7.1	2.3

(2) 公立保育所と私立保育所の違い

本章の「3. 結果と考察」の冒頭で述べたように、回収票の公立保育所と私立保育所の割合は、ほぼ等しかった。そこで、次に、この2つの違いを検討した。

最低基準を規定する団体のレベルに対する選択では、回答に差はなかった。

保育士の人数の現状と考える最低基準および訓練等の実施回数の現状と考える最低基準について、公立保育所、私立保育所の別に平均値を示したものが図表 4-1-7 である。検定の結果、0歳児の値については園の現状が考える最低基準よりも平均値が有意に高かった。しかし詳細に分析すると、考える最低基準では私立保育所の方が公立保育所よりも平均値が高かったが、園の現状では両者の差がなかった。1歳児については0歳児とほぼ同じ結果であった。

2歳児については、私立保育所の方が公立保育

所よりも、園の現状が考える最低基準よりも平均値が有意に高かった。3歳児については、公立保育所が私立保育所よりも平均値が有意に高かった。しかし詳細に分析すると、園の現状では公立保育所が私立保育所よりも平均値が高く、考える最低基準では差がなかった。また、私立保育所では考える最低基準が園の現状よりも平均値が高く、公立保育所では有意差がなかった。

4歳児と5歳児については、公立保育所が私立保育所よりも平均値が有意に高かった。なお詳細に分析すると、この違いは園の現状でのみ有意であり、考える最低基準では有意ではなかった。また、考える最低基準が園の現状よりも平均値が高かった。なおこの違いは私立保育所でのみ有意であり、公立保育所では有意差がなかった。

図表 4-1-7 園の現状と考える最低基準に関する公立保育所と私立保育所の比較

	園の現状		考える最低基準		分散分析結果
	公立	私立	公立	私立	
0歳児	2.8	2.7	2.3	2.5	現状>考え。考えでは私立>公立、現状では差なし。
1歳児	4.9	4.7	4.0	4.4	現状>考え。考えでは私立>公立、現状では差なし。
2歳児	5.6	5.7	5.3	5.5	私立>公立。現状>考え。
3歳児	15.3	14.0	14.7	14.8	公立>私立。現状で公立>私立、考えでは差なし。 私立では考え>現状、公立では差なし。
4歳児	20.3	18.6	20.8	20.7	公立>私立。現状では公立>私立、考えでは差なし。 考え>現状。私立では考え>現状、公立では差なし。
5歳児	21.5	19.5	22.5	22.3	公立>私立。現状では公立>私立、考えでは差なし。 考え>現状。私立では考え>現状、公立では差なし。

	園の現状		考える最低基準		分散分析結果
	公立	私立	公立	私立	
避難訓練	1.1	1.1	1.1	1.1	
消火訓練	0.9	1.0	0.9	1.0	
健康診断	2.3	2.1	2.3	2.1	

最低基準の必要性に対する認知について、公立保育所と私立保育所の割合の差を検定した。図表4-1-8は、有意差がみられた項目について、公立保育所と私立保育所の別に選択の割合を示したものである。1つの項目を除いて、すべて公立保育所の方が私立保育所よりも「必要」の割合が高かった。公立保育所の場合は、このような基準があることで、業務が確定し、保育がしやすいのかもしれない。

数値をゴシック体で示した「22. 職員、財産、修士、入所児童の処遇の状況を示す帳簿を整理すること」では、私立保育所の方が公立保育所よりも「必要」の割合が高かった。公立保育所の数値を見ると、76.3%と他と比べても低かった。財産等の帳簿は公立では関係しないからかもしれない。

図表 4-1-8 最低基準の各内容の必要性に対する認知の公立保育所と私立保育所の比較 (%)

	項目		必要	必要ない	わからない
3	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めること	公立	99.7	0.0	0.3
		私立	98.2	1.8	0.0
4	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行うこと	公立	94.7	3.5	1.8
		私立	87.6	9.3	3.0
19	入所児童の入所時の健康診断、年2回以上の定期健康診断を行うこと	公立	96.5	1.5	2.0
		私立	90.9	6.1	3.0
22	職員、財産、収支、入所児童の処遇の状況を示す帳簿を整備すること	公立	76.3	10.6	13.2
		私立	93.7	3.8	2.5
25	苦情を受け付けるための窓口を設置すること	公立	91.6	4.7	3.8
		私立	81.3	10.6	8.1
26	乳児又は2歳未満の幼児を入所させている場合、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること	公立	95.9	2.3	1.8
		私立	91.4	5.0	3.5
27	乳児室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき1.65㎡以上とすること	公立	94.1	1.2	4.7
		私立	87.9	3.6	8.5
28	ほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上とすること	公立	94.1	0.9	5.1
		私立	83.7	5.9	10.3
29	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること	公立	95.3	4.1	0.6
		私立	89.5	8.7	1.8
30	2歳以上の幼児を入所させている場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること	公立	97.1	2.1	0.9
		私立	91.7	4.5	3.8
31	保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上とすること	公立	94.6	0.6	4.8
		私立	88.2	2.6	9.3
32	屋外遊技場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上とすること	公立	93.1	1.5	5.4
		私立	83.5	5.2	11.3
33	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること	公立	94.7	3.8	1.5
		私立	89.0	8.4	2.6
35	保育室等を3階以上に設けている場合、階段、傾斜路等を避難上有効な位置に設け、保育室等からの歩行距離を30m以下となるようにすること。調理室と調理室以外の部分を耐火構造の壁等で区画すること。壁等の仕上げを不燃材料でし、可燃性のカーテン、敷物、遊具等には防火処理を施すこと。非常警報設備等を設けること	公立	90.6	0.6	8.9
		私立	84.9	2.6	12.5